令和９年産稲の放射性セシウム吸収抑制対策

担 県北農林事務所（TEL024-521-2608）

稲の放射性セシウム吸収を抑制するためには、生育初期に土壌中の交換性カリ含量を高めることが重要です。原発事故から 15 年が経過しましたが、放射性セシウム吸収のリスクが無くなったわけではなく、土壌中の交換性カリ含量に応じた対応が必要です。稲わら等の施用による土づくりを基本に、土壌分析を行い、吸収抑制効果の高い塩化カリの施用により、土壌中の交換性カリ含量の目標値（25mg/ 乾土 100g 以上）を確保できるようにした上で慣行の基肥（窒素・リン酸・カリ）を施用してください。数年間作付していない水田で作付を再開する場合は、県北農林事務所へ御相談ください。

振興計画審議会委員を公募します

令和５年に策定した第６次川俣町振興計画の進捗管理や評価検証を行うにあたり、町民の皆様から広くご意見をいただくため、「振興計画審議会」の委員を公募します。

問 政策調整係（内線 2404）

公募委員数	５名以内
委員の任期	２年間
応募資格	町内に住所を有する満 18 歳以上の方で、次の要件をすべて満たす方 (1) まちづくりに関心があり、積極的に意見を述べることができる方 (2) 平日の日中に開催する会議に出席できる方 (3) 本町の職員または町議会議員でない方 (4) 町税等を滞納していない方
応募方法	11 月 20 日㈮までに、申込書を政策推進課に提出してください（応募理由やまちづくりに関する考えを記入いただきます）。なお、申込書は、政策推進課で配布するほか、ホームページにも掲載します。
委員報酬	町規定により支給します。

農業振興地域整備計画の総合見直しに伴い除外等の申請を一定期間停止します

問 農業振興係（内線 1503）

町では、令和９年度から「川俣農業振興地域整備計画」の総合見直しを予定しています。農用地区域からの除外等の受付は年３回（５月末締切、９月末締切、１月末締切）行っておりますが、総合見直し実施に伴い、令和９年度につきましては受付を一定期間停止いたします。受付停止前に申請を希望する場合は、担当課へ早めのご相談をお願いいたします。

●農業振興地域整備計画とは

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を守り、計画的な農業振興を図るために町が定めた総合的な農業振興の計画です。この計画は、農業の状況や社会情勢の変化に合わせて、概ね５年ごとに総合見直しを実施することとなっています。

●申請受付を停止する期間

令和９年 10 月１日～令和 10 年３月 31 日まで

（令和９年度最終受付は、令和９年９月 30 日となります）

※事務の進捗状況によっては、申請受付の停止期間を延長する場合があります。
※停止期間中であっても農用地区域除外等の相談は受け付けています。



行政

今月の行政相談

担 文書広報係（内線 1104）

●**日時**　11 月 10 日㈫
午後 1 時 30 分～4 時

●**場所**　川俣町役場 1 階　相談室 1

※斎藤幸子相談委員（℡ 566-4020）丹野雅直相談委員（℡ 566-4830）の電話でも受け付けています。

就職相談会を開催します

担 まちづくり推進係（内線 2451）

●**日時**　11 月 24 日㈫
午後 1 時～ 4 時

●**場所**　川俣町役場 1 階　相談室 2

●**対象者**　川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方

●**その他**　要予約（024-925-0811）相談費用無料。また、雇用保険受給者には利用証明書を発行します。

令和 9・10 年度入札参加資格審査申請受付

担 公有財産係（内線 1202）

令和 9・10 年度に川俣町が行う建設工事、物品購入等に係る競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

●**受付期間**　11 月 11 日㈬～ 12 月 11 日㈮

●**申請区分**　①建設工事、②製造の請負（工事に係る資材販売含む）、③業務委託（測量・調査・設計・清掃・管理等）、④物品の購入・修繕

●**資格有効期間**　令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（2 年間）

●**申請様式**　川俣町ホームページからダウンロードするか、公有財産係までお問い合わせください。

●**提出方法**　原則郵送（当日消印有効）。申請書類は全て紐で綴り、返信用封筒（長 3 封筒、110 円切手貼付）を同封して提出してください。

秋の火災予防運動を実施

担 消防交通係（内線 1106）

11 月 9 日㈪から 15 日㈰までの間、秋の火災予防運動を実施します。

これからの時期は、空気が乾燥することや火気を使用する機会が増えることから火災が発生しやすくなります。火の取扱いには十分注意しましょう。



マイナンバーカード休日・夜間窓口（予約制）

担 町民係（内線 4154）

来庁日の 2 日前の午後 5 時までにインターネットもしくは電話で事前予約をお願いします。予約がない場合、開設しません。

●**休日窓口開設日**
11 月 8 日㈰、28 日㈯　午前 9 時～午後 4 時 40 分

●**夜間窓口開設日**
11 月 12 日㈭、26 日㈭午後 5 時 20 分～ 7 時 40 分まで

福島地方法務局からのお知らせ

担 町民係（内線 1305）

福島地方法務局分室にある訟務部門及び人権擁護課は、令和 8 年 11 月 2 日㈪から次の所在地（福島地方法務局福島合同庁舎内）へ移転しますので、お知らせいたします。

なお、ご不明な点がありましたら、福島地方法務局総務課（℡ 024-534-1111）までお問い合わせください。

郵便番号：960-8021
所在：福島市霞町 1 番 46 号（福島合同庁舎 4 階）
訟務部門（℡ 024-534-1976）※変更なし
人権擁護課（℡ 024-534-1994）※変更なし

「家屋の除去届」、「家屋の所有者変更届」の提出を

担 税務係（内線 1302）

住宅・物置・工場・倉庫等の建物を取り壊した場合には、「家屋の除去届」を提出してください。（登記されている建物で、取り壊した年の 12 月末日までに滅失の登記が完了する場合は「家屋の除去届」の提出は不要です。）届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。

また、登記されていない建物で、所有者の変更（相続・売買・贈与等）があった場合には、「家屋の所有者変更届」を提出してください。届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。

税務係に所定の届出用紙がありますので、12 月 28 日㈪までに提出をお願いします。

栽培わらび出荷制限の解除希望者を募集します

担 農林整備係（内線 1507）

川俣町のわらびは、現在出荷が制限されていますが、栽培区域が明確なほ場で、施肥や除草等適切に管理栽培されたわらびを「栽培もの」とし、安全性を確認した上で、出荷制限の解除を目指します。

栽培わらびの出荷・販売を希望する方は、12 月 25 日㈮までに標記担当までご連絡ください。

また、その際にほ場の場所や面積をお聞きしますので、あらかじめご確認ください。

●**募集条件**
①栽培区域が明確であり、山林等と区分されているほ場であること。
②施肥、除草等の栽培管理を行っていること。
③わらびの放射性セシウム濃度が低いこと。